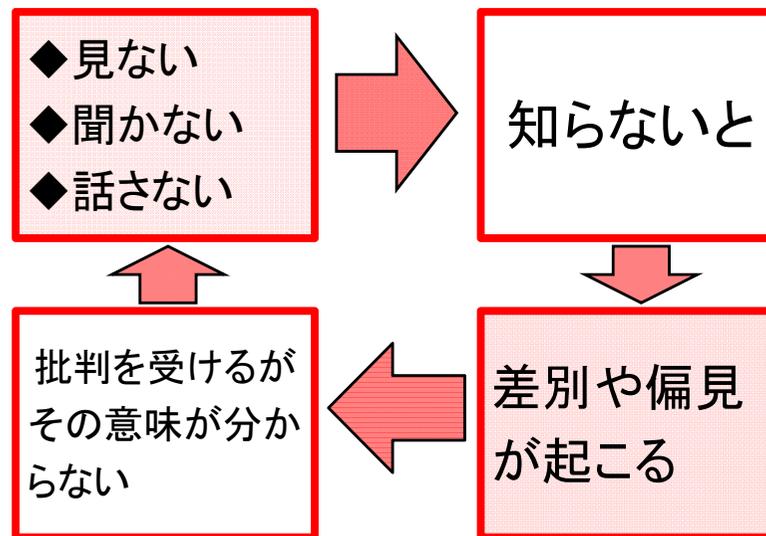


## 障害者差別解消法の施行に向けて

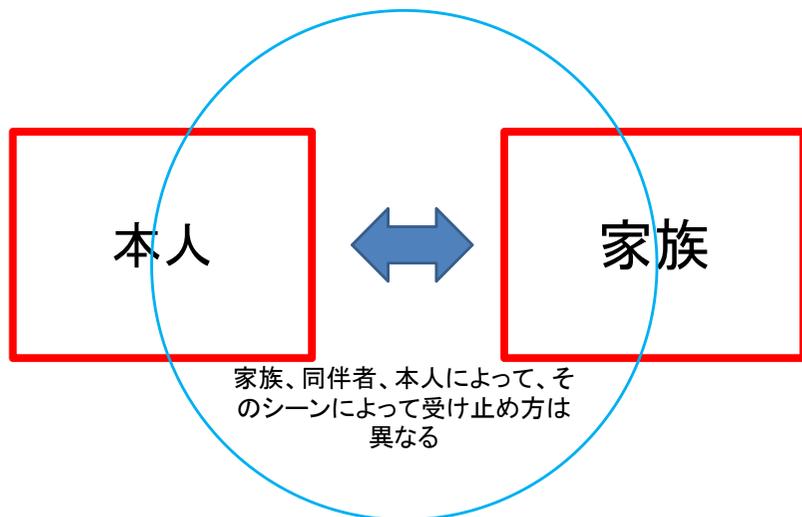


2015/12/10  
東洋大学ライフデザイン学部  
人間環境デザイン学科 高橋儀平

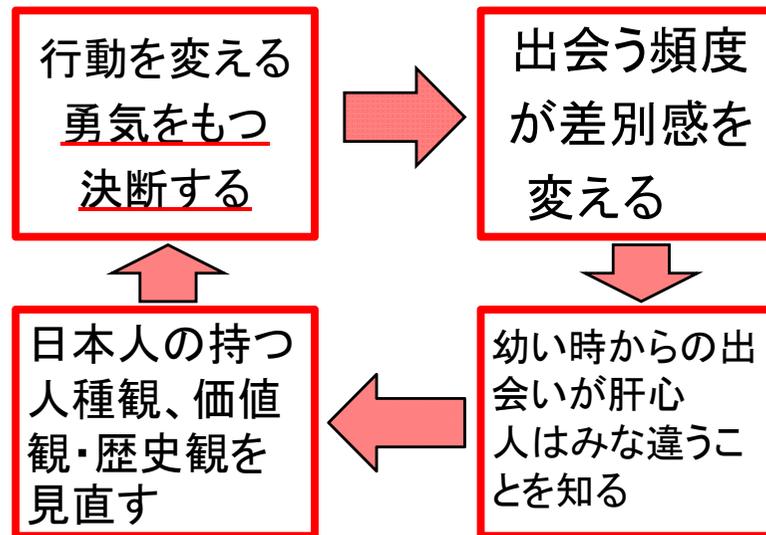
## 差別はなぜ起こる



## 当事者はどのように差別を感じ、偏見を受容しているのか

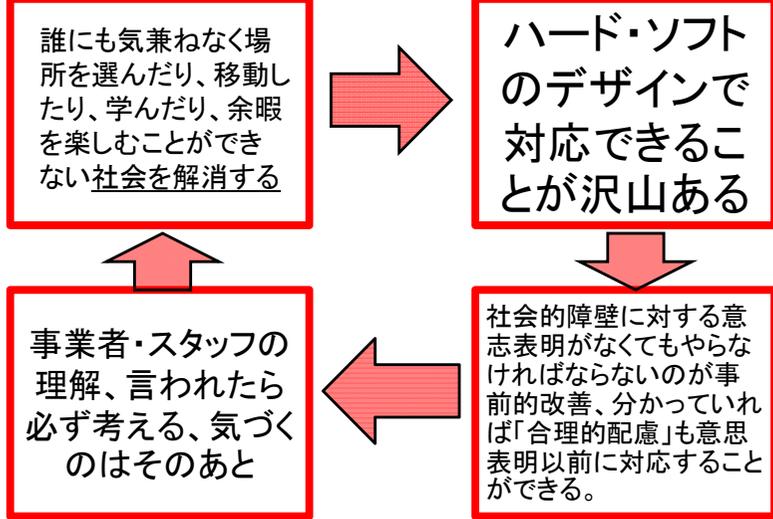


## 差別の解消方法は



# 事前的改善と合理的配慮

合理的配慮の考え方として、法第8条2項では負担が過重でないとき、性別、年齢、障害に応じてあるが、利用者の精神的「負担」は見えにくい。「人権及び基本的自由」にかかわる共通課題が多い。



# 「合理的配慮」再確認

合理的配慮が必要となる境目  
正当な理由とは何か、誰が正当と「判断」するのかが問われる



地域支援協議会はその任に当たれるのか

## 不自然な事前的改善にも「合理的配慮を」!



たとえ個別が可能であっても合理的配慮を行うことが長期に渡ることが明らかであれば、直ちに環境基盤(ハード・ソフト)を改善する方策を検討しなければ法の趣旨に反する

## 利便性が低い事前的改善にも「合理的配慮を」!

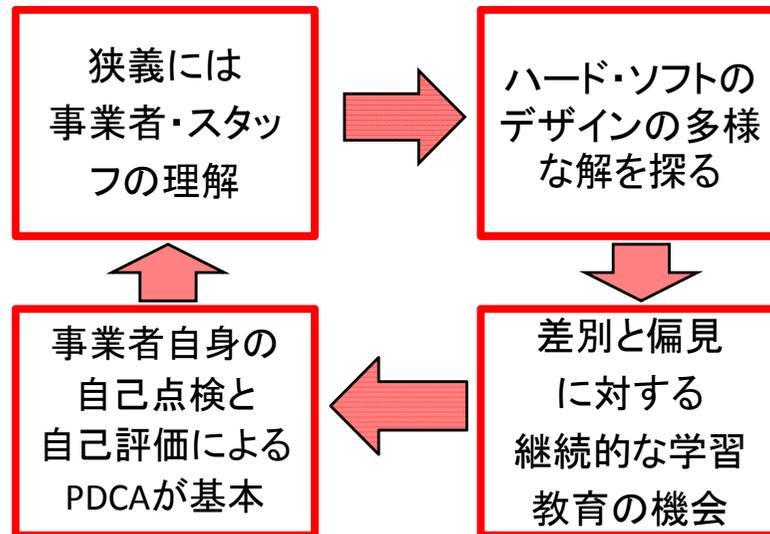


空間や場はあるが、  
使いたい時に使  
にくい時がある  
LGBTの合理的配  
慮は



# 対応指針は何を求めているのか

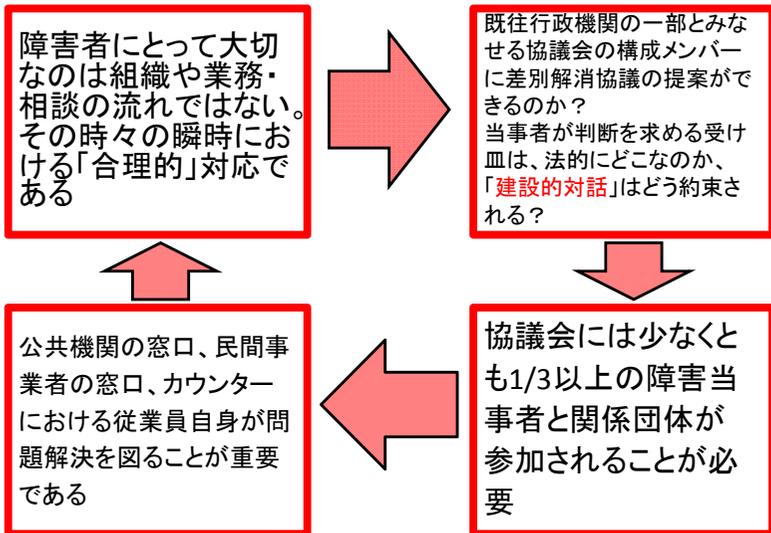
他の者と平等という基盤づくり→そのための市民社会共通の合意・ルールをどうつくるか



合理的配慮は事業者に強制するものではないが、社会生活を送る上での基本的なルール

## 重要な障害者差別解消支援地域協議会

地域協議会の構成イメージ: 当事者、福祉事務所、教育委員会、社協、民生委員、医師会代表、商工会議所、交通事業者、弁護士、学総等



# いざ、法の施行に向けて

- 改めて「社会モデル」の共通認識を持つ
- 個別事案が噴出する可能性があり、その事案もシーンも対象も非常に幅広い、意思表明しない人が多いことにも留意したい
- 「合理的配慮を求める多数の障害者」が共通に存在することにも留意したい
- 場当たりのではない行政、各事業者の長期的差別解消フロー、接遇、事前的改善計画等のトータルな計画、ビジョンの提案が必要